

令和2年2月28日

フジクラ健康保険組合
任意継続被保険者各位

フジクラ健康保険組合

保険料率改定のお知らせ

平素は、当健康保険組合の事業に関しまして、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年2月14日に開催された第262回組合会において、次の通り保険料率の改定が承認されましたのでお知らせいたします。

○保険料率改定内容

健康保険料率および介護保険料率を次の通り改定いたします。

1. 健康保険料率 ※内訳のみ変わります

現行	健康保険料率	88.00/1000(事業主 52.800、被保険者 35.200)
	内一般保険料率	86.70/1000(事業主 52.020、被保険者 34.680)
	内調整保険料率	1.30/1000(事業主 0.780、被保険者 0.520)
改定後	健康保険料率	88.00/1000(事業主 52.800、被保険者 35.200)
	内一般保険料率	86.63/1000(事業主 51.978、被保険者 34.652)
	内調整保険料率	1.37/1000(事業主 0.822、被保険者 0.548)

2. 介護保険料率

現行	介護保険料率	16/1000 (事業主 8、被保険者 8)
改定後	介護保険料率	20/1000 (事業主 10、被保険者 10)

○改定の時期

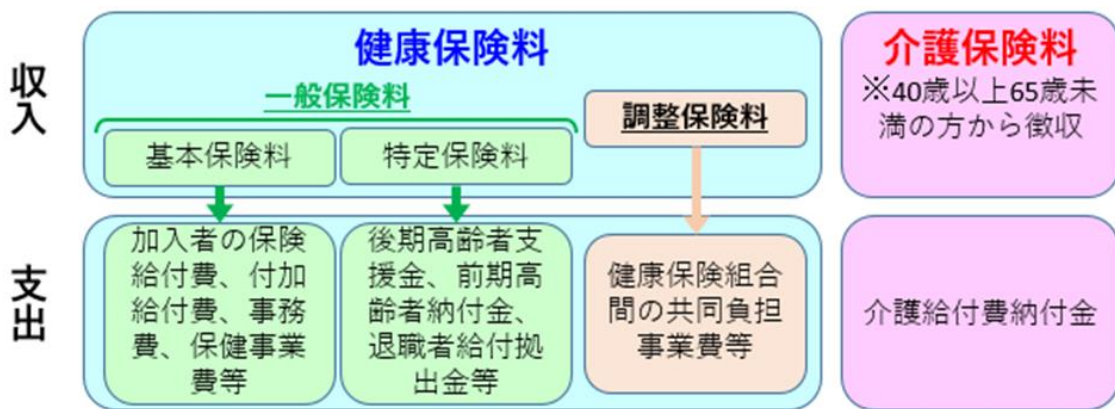
4月分保険料（令和2年3月27日引き落とし分）より改定されます。

○保険料率の改定の理由

1. 健康保険料率

健康保険料率の改定につきましては、健康保険料率の内数である調整保険料率に変更となりましたので、内訳を見直すことになりました。調整保険料とは、健康保険組合連合会に拠出し、財政が窮迫している組合や高額医療が発生した組合に対する交付金など、組合間の財政調整のための財源となるものです。調整保険料率は健康保険組合連合会により決められ、各健康保険組合は決められた調整保険料率に従って、拠出することになります。

<参考>健康保険料の仕組み



2. 介護保険料率

介護保険料率の改定につきましては、令和2年度から介護納付金の算出基準が全面総報酬割に移行し、納付金額が増加しました。また、日本の総人口における高齢者の割合は今後も増加する見込みであり、それに伴い介護納付金も増加を続ける見込みです。このような背景を踏まえ検討したところ、現在の料率では対応できなくなり、見直しをせざるを得ない状況となりました。

健保組合では、これまでも医療費の削減や予防に関する施策を行なってまいりましたが、引き続き被保険者及び被扶養者の方々へ、特定健診・保健指導や健康教室への参加を呼びかけ、組合員各位の健康に対する意識を高めていただくよう、なお一層努力してまいります。

保険料率変更（引き上げ）につきましては、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 フジクラ健保 石田・寺田 (☎03-5606-1031)

以 上